

I

仙台青葉学院 短期大学について

- 建学の精神
- 大学名の由来
- 教育研究上の理念及び
養成人材像・教育目標・
3つのポリシー・学修成果
- 学則

■ 建学の精神

■ 豊かな人間性を育てる教養教育

人間愛の精神に基づき、人間としてのあり方・生き方に関わる総合力を養う、心豊かな教養教育を行います。

■ 良好な人間関係を築く対人教育

ホスピタリティマインドに基づき、会話や表現力、マナー教育も含めた、総合的な対人教育を行います。

■ 地域社会に貢献し得る実学教育

多様な文化や社会的背景を理解し、地域社会の諸問題や課題に柔軟に対応できる、実学教育を行います。

■ 大学名の由来

仙台青葉学院短期大学の「青葉（せいよう）」には、杜の都仙台の「青葉（あおば）」のように生き生きと、そして「せいよう」という悠然たる響きが象徴する学びのフィールドで、伸びやかに成長して欲しいという願いが込められています。



仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学の校章は、「S」(SEIYO)と「G」(GAKUIN)をベースにデザインしております。また、建学の精神に掲げられる人間愛の精神をハートで表し、杜の都・仙台の青葉のようにはつらつと学校生活を送ってほしいという思いを葉っぱを用いて表現しております。

■ 教育研究上の理念及び養成人材像・教育目標・3つのポリシー・学修成果

■ ビジネスキャリア学科

<p>教育研究上の理念及び養成人材像</p>	<p>職業人として地域社会の活性化に貢献する人材、自己向上の意欲を持ち続け、広い意味でのキャリア形成に生涯努める人材の育成を図ることを、本学科の教育研究における基本的な目的とする。各人はどのような形で社会と関わり、影響を与えることができるか考え、適性と適職についての探究に努める。その過程の中で、自己の能力と価値を、最も効果的に発揮できる状態まで見つけ出すことができる。キャリア形成を促進するために、現代の社会状況を鑑み、幅広い教養教育を基盤とした豊かなコミュニケーション能力と、経営学の基礎理論に裏打ちされたビジネス実務能力を涵養させる。</p> <p>卒業後の学生の進路は、本学科の課程を修了して身に付けた能力を各分野で発揮し、就業することを想定している。学生が就業先として希望する分野が求める専門的知識や技術を効果的に修得できるよう、各種推奨履修モデルを軸とした教育課程を編成する。</p>
<p>教育目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際化、情報化、価値観の多様化など、複雑化する現代社会において、あらゆる角度から物事を見つめ、適切な判断を下すことのできる幅広く豊かな教養を身につける。 2. “ことば” をきちんと読み、書き、聞くことができ、他人の考えを深く理解し尊重しながら、自分の考えを適切に表現できるコミュニケーション能力を身につける。 3. 経営学を中心とする学問の体系的理解とビジネス分野で役立つ専門実務能力を身につける。 4. 時代の変化や専門知識・技術の高度化に応じた、生涯キャリア形成を行う能力を身につける。
<p>ディプロマポリシー</p>	<p>ビジネスキャリア学科に2年以上在学し、【基礎力】【実践力】【人間関係力】【生涯学習力】【地域理解力】の5つの力で表わされた本学科が定める学修成果を身に付け、所定の卒業要件単位数を満たした者に、「短期大学士（ビジネスキャリア学）」の学位を授与する。</p>
<p>学修成果（到達目標）</p>	<p>学修成果とは学生が獲得すべき知識・スキル・態度などであり、本学科では以下の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 【基礎力】 一般教養並びに各専門分野の基礎的能力 <ol style="list-style-type: none"> ① 社会人として必要な一般教養や読解力、発信力、表現力などの基礎的な能力を身につける。 ② 基本的ビジネスマナーを理解し、現実の場面で発揮することができる。 ③ 収集した情報を状況に応じて適切に判断し、活用することができる。 2. 【実践力】 各分野の実際の場面に対応できる力 <ol style="list-style-type: none"> ① 深い知識と技能を修得し、状況の変化への対応や、総合的な判断ができる。 ② 多角的な視野から物事を考察し、本質を見極めて課題発見・解決に取り組むことができる。 3. 【人間関係力】 専門職・社会人として必要なコミュニケーション能力 <ol style="list-style-type: none"> ① 積極的かつ意図的にコミュニケーションの機会を作りだし、他者の考えや立場を理解しながら自分の意見も述べることができる。 ② 豊かなコミュニケーション能力を発揮することで、良好な人間関係を築き、他者や社会への貢献と自身の成長を喜びとすることができる。 ③ 職業人として自己の能力を磨き、自分の強みを発揮し、他者に好ましい影響を与えることができる。

<p>学修成果 (到達目標)</p>	<p>4. 【生涯学習力】生涯にわたって学び、成長できる力</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生涯を通じて時代の変化に対応し、自身のキャリアを形成していくことができる。 ②自己投資の必要性を認識し、継続的に自分を成長させることができる。 <p>5. 【地域理解力】地域・文化の多様性を理解し、地域に貢献できる力</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域の歴史や現状と課題を認識し、地域の実情に即したビジネス活動を理解して、地域社会の発展に寄与できる。 ②地域活動に積極的に参加し、地域の一員として地域社会の活性化に貢献することができる。
<p>カリキュラム・ポリシー</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 変化の激しい社会の中で、どのような状況や環境に置かれても生き抜いていくための基礎力を涵養するべく、実社会と結びつき、かつ学科の分野にとらわれない共通の内容を基本とした、教養教育分野を配置する。 加えてビジネスキャリア学の専門教育に繋がる教養教育科目も配置する。 2. 専門教育分野では、基礎科目、基幹科目、展開科目で編成し、ビジネス社会に必要とされる基本的な知識と技能の修得を目指す教育を行う。基礎科目ではビジネス社会の基本的素養であるビジネスマナー、人間関係の構築やホスピタリティマインドを涵養する科目を配置する。基幹科目では経営学を中心とした現代ビジネスの理解に不可欠な科目群を配置する。展開科目では基礎科目及び基幹科目を受けて、各種推奨履修モデルを中心として、発展的にビジネス分野について学修を深める科目群を配置する。履修モデルにかかわらず、各モデルに属する科目群は選択科目として配置する。 3. 演習分野では、1年生の前期から2年生の後期まで、毎学期、教員が学生を身近で指導できる少人数のゼミ科目を配置するほか、キャリア形成支援に関わる科目を配置する。 4. 地域社会に貢献できるビジネス実務能力を身につけられる科目を配置する。
<p>アドミッション・ポリシー</p>	<p>ビジネスキャリア学科では、職業人として地域社会の活性化に貢献する人材、自己向上の意欲を持ち続け、広い意味でのキャリア形成に生涯努める人材の育成を図ることを目標としています。</p> <p>この目標を達成するために、以下のような能力と資質を持った学生を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯を通して学修を積み視野を拡げる意識を持ち、常に向上心・探究心を持って自分の人生を創造できる。 2. 大学生活においてより一層コミュニケーション能力の向上に努め、自分が関係する社会と良好な関係を築く意欲がある。 3. 社会で必要とされる知識・能力・実務スキルを身につける意欲を持ち、将来これを活用して課題を発見し解決を図ることができる。 4. 入学後に学びを継続するための基礎学力を有している。

■ こども学科

<p>教育 及 研究 養 成 の 人 理 材 念 像</p>	<p>こども学科においては、次代を生きる子どもの心身の発達及び成長に資する人材を育成するために、人間形成を図っていくための基礎を教授し、教育及び保育に関する専門的知識・技能を身につけさせ、教育・保育の現場に柔軟に対応し実践できる力を涵養させることを教育研究上の理念とする。</p> <p>乳幼児の教育の構造を幼稚園・こども園・保育所、家庭、地域社会の三者連携の中で捉え、乳幼児が豊かな体験をしていくことが可能となるよう適切な環境を構成し、乳幼児の発達を助長し、健やかな成長を促すことができるような保育者の育成を志向する。</p>
<p>教育 目 標</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの「生きる力」を育む保育者として必要とされる基礎的知識及び技能を着実に身につける。 2. 子どもを取り巻く課題を解決するため、専門的知識や技能を体系的に理解し、それらを活用して、思考し、判断し、表現する力及び学級を経営する力を身につける。 3. 子ども一人一人の育ちに寄り添った教育・保育を行い、また保護者、職場の同僚、及び地域社会に適切に対応することができるように、豊かな人間性や対人関係能力、コミュニケーション能力を基盤とした総合的な人間力を養う。 4. 生涯にわたり学び続け、主体的に考える力を養う。
<p>ディ プ ポ リ マ シ ー</p>	<p>こども学科に2年以上在学し、【基礎力】【実践力】【人間関係力】【生涯学習力】【地域理解力】の5つの力で表わされた本学科が定める学修成果を身につけ、所定の卒業要件単位数を満たした者に、「短期大学士（こども学）」の学位を授与する。</p>
<p>学 修 成 果 （ 到 達 目 標 ）</p>	<p>学修成果とは学生が獲得すべき知識・スキル・態度などであり、本学科では以下の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 【基礎力】一般教養並びに各専門分野の基礎的能力 <ol style="list-style-type: none"> ①子どもの豊かな感性と表現力を育むための基礎的知識や技術を身につけている。 ②保育者としての適切な考え方や態度を身につけている。 2. 【実践力】各分野の実際の場面に対応できる力 <ol style="list-style-type: none"> ①子どもの発達段階を理解し、保育に活かすことができる。 ②子ども一人ひとりの健全な発達を保障する保育環境づくりを行うことができる。 3. 【人間関係力】専門職・社会人として必要なコミュニケーション能力 <ol style="list-style-type: none"> ①保護者とともに子育てを行う姿勢を基本に、適切な子育て支援体制を築くことができる。 ②適切に状況判断を行い、必要に応じて他者や他機関と連携できる。 4. 【生涯学習力】生涯にわたって学び、成長できる力 <ol style="list-style-type: none"> ①つねに、子どもをめぐる社会的歴史的課題や時事問題に関心をもつ。 ②保育に関する自らの課題について、真摯に反省し、自己の向上に努める。 5. 【地域理解力】地域・文化の多様性を理解し、地域に貢献できる力 <ol style="list-style-type: none"> ①地域の状況を理解し、子育てを通して地域社会に貢献できる。 ②地域の特徴（自然や文化）を活かした子育て環境を構築できる。

<p>カリキュラム・ポリシー</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 変化の激しい社会の中で、どのような状況や環境に置かれても生き抜いていくための基礎力を涵養するべく、実社会と結びつき、かつ学科の分野にとらわれない共通の内容を基本とした、教養教育分野を配置する。 加えてこども学の専門教育に繋がる教養教育科目も配置する。 2. 考える力、感じる力、想像する力、判断する力、表現する力を高める科目を設置する。 3. 教育・保育の全体的な構造の把握と、こども理解の深化を促し、実践的指導力の育成を目指した教育を展開する。 4. 身につけた知識と技能を活用し、課題の解決に結びつけられる実践力の修得を目指し、実習関連科目を体系的に配置する。 5. 幼児教育を学ぶにあたって必要とされる基礎力の養成と、実践的な能力及び卒業後のキャリア形成能力の養成を目的として、個々の学生の資質能力を見極め、その力を伸ばすための基礎演習を設置する。
<p>アドミッション・ポリシー</p>	<p>こども学科では、教育及び保育に関する専門知識・技能や、教育・保育の現場に柔軟に対応し実践できる力を身につけ、次代を生きる子どもの心身の発達及び成長に資する人材を育成することを目標としています。</p> <p>この目標を達成するために、以下のような能力と資質を持った学生を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自分の考えを自分の言葉で伝えることができる。 2. 子どもに関する社会問題を自分の問題として考えることができる。 3. 基礎的スキルを用いて、自己表現することができる。 4. 入学後に学びを継続するための基礎学力を有している。

■ 歯科衛生学科

<p>教育 及び 研究 養上 成の 理念 人 材 像</p>	<p>歯科衛生学科では、学生が本来持っている個人の資質を心理面・身体面・社会面のバランスを取りながら成長させ、社会人並びに医療従事者としての高い倫理観を養い、さらに口腔衛生の専門職として保健・医療・福祉に通じる知識・技術・判断力を高め、日々進歩する医療を生涯にわたって学び続けることができる人材を育成することを教育研究上の理念とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保健・医療・福祉に精通した医療従事者として、歯科衛生の側面から様々なライフステージを理解し、人間と健康についての知識を身につけ、人々の健康増進の取り組みに貢献できる人材の養成を行う。 2. 日常生活から周術期、リハビリテーションに至るまでの口腔機能向上に努めることができ、かつ口腔衛生の専門職としての知識と技術に加え、高い倫理観と豊かな人間性を兼ね備えた歯科衛生士の育成を目指す。 3. 卒業後は病院歯科や歯科診療所等の医療機関にとどまらず、保健・福祉を含めた幅広い領域での活躍が期待できる。
<p>教育 目 標</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 様々なライフステージを理解するための幅広い見識と、一人ひとりに寄り添った対応ができる豊かな人間性を養う。 2. 歯科医療の高度化と社会環境の変化に対応し、口腔衛生の専門職に必要とされる専門的な知識・技術を身につけ、科学的な判断を行うことができる能力を養う。 3. 保健・医療・福祉チームの中で果たすべき役割を正しく理解し協働できる、コミュニケーション能力を養う。 4. 社会人として、そして医療従事者として、責任感をもって、主体的に考え行動することができる能力を養う。
<p>ディ ップ ポ リ マ シ ー</p>	<p>歯科衛生学科に3年以上在学し、【基礎力】【実践力】【人間関係力】【生涯学習力】【地域理解力】の5つの力で表わされた本学科が定める学修成果を身に付け、所定の卒業要件単位数を満たした者に、「短期大学士（歯科衛生学）」の学位を授与する。</p>
<p>学 修 成 果 （ 到 達 目 標）</p>	<p>学修成果とは学生が獲得すべき知識・スキル・態度などであり、本学科では以下の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 【基礎力】一般教養並びに各専門分野の基礎的能力 <ol style="list-style-type: none"> ①全身と口腔の健康を理解し、歯科衛生士として必要な基本的な知識を身につける。 ②口腔疾患の原因、病態、予防方法を理解し、歯科衛生士としての専門性を理解し応用できる能力を身につける。 ③自らの健康管理ができ、社会人として責任を果たすことができる。 2. 【実践力】各分野の実際の場面に対応できる力 <ol style="list-style-type: none"> ①疾病予防のために必要な情報を収集し、問題解決のための基本的な施術や適切な口腔衛生指導ができる。 ②安全で効果的な歯科医療を提供するため、基本的な技術を身につけ実践できる。 ③社会人として、また医療従事者として倫理観をもって行動できる。

<p>学修成果 (到達目標)</p>	<p>3.【人間関係力】 専門職・社会人として必要なコミュニケーション能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ①社会人としての責任感を自覚し周囲と良好な人間関係を築くことができる。 ②保健・医療・福祉チームの中で果たす役割を理解し、他者と連携しながら歯科衛生士の役割・責任を担うことができる。 ③他者との関わりの中で、自らの課題を見つける客観性と、改善・解決できる柔軟性を身につける。 <p>4.【生涯学習力】 生涯にわたって学び、成長できる力</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学修内容に興味や関心を持ち、主体的、意欲的に取り組むことができる。 ②専門職者として歯科医療における問題点をみつけ、自己学修によって解決できる。 ③専門職者として常に謙虚で自己の成長に努めることができる。 <p>5.【地域理解力】 地域・文化の多様性を理解し、地域に貢献できる力</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域社会に貢献する歯科衛生士の使命感を持って積極的に行動できる。 ②地域の文化、人々の生活に興味、関心を持ち、地域住民の視点にたちコミュニケーションをとることができる。
<p>カリキュラム・ポリシー</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 現代社会が求めるコミュニケーション能力と論理的思考力の基礎を養い、かつ、人として豊かに生きていくための土台を成すことを目指した科目群として教養教育分野を配置する。 2. 歯科衛生学の専門領域科目に係る科目群として専門教育分野を配置する。専門教育分野には、実践能力の基礎となる専門的知識や理論及び歯科衛生を取り巻く保健・医療・福祉について講義を中心に学ぶ専門支持科目群と、講義・演習・実習の体系的な配置により専門支持科目で学んだ理論を技術と統合していく専門展開科目群を置く。 3. 専門展開科目群の中には、理論と技術を実践につなげることを目的として臨地実習科目を配置し、3年間を通して段階的に展開する。
<p>アドミッション・ポリシー</p>	<p>歯科衛生学科では、社会人並びに医療従事者としての高い倫理観を養い、さらに口腔衛生の専門職として保健・医療・福祉に通じる知識・技術・判断力を高め、日々進歩する医療を生涯にわたり学び続けることのできる人材の養成を目標としています。</p> <p>この目標を達成するために、以下のような能力と資質を持った学生を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 医療に携わる職を目指す者として、心身の健康を大切にできる。 2. 他者の痛みを理解し、良好な人間関係を築くことができる。 3. 生涯にわたり学び、成長し続ける意志を持っている。 4. 入学後に学びを継続するための基礎学力を有している。

■ 栄養学科

<p>教育 及 研 究 上 の 人 材 意 念 像</p>	<p>栄養学科では、栄養学の基礎的知識及び給食現場で必要とされる基礎的技術を確実に身につけ、卒業後は他の栄養に携わる専門職及び医療・福祉等の専門職者と連携することができ、対象者の健康を食の面から支えるための労を惜しまない人材を育成する。加えて、様々なライフステージにおける栄養と健康の関わりを理解し、変化する食環境を取り巻く課題を発見し解決するために主体的に考え行動できる力を身につけさせることを教育研究上の理念とする。</p> <p>教育研究上の理念を踏まえ、以下の人材を養成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 栄養に携わる者としての専門的知識・技術、責任・自覚を持った人材 2. 主体的に考え行動し、他者を理解し協働できる人材 3. 生涯にわたって健康で学び続けることのできる人材
<p>教育 目 標</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2年間の教育課程において、栄養に携わる者に求められる専門的知識・技術を確実に身につける。その中で、栄養管理および衛生管理を行う者としての責任と自覚を養う。 2. 健康や生命を預かる栄養現場において、主体的に考え行動できる力を身につける。加えて、様々なライフステージの対象者を理解し、現場において他の専門職者等と協働する力を養う。 3. 生涯にわたり専門知識・技術を学び続ける力を養う。
<p>ディ プ ポ リ マ シ ー</p>	<p>栄養学科に2年以上在学し、【基礎力】【実践力】【人間関係力】【生涯学習力】【地域理解力】の5つの力で表わされた本学科が定める学修成果を身に付け、所定の卒業要件単位数を満たした者に、「短期大学士（栄養学）」の学位を授与する。</p>
<p>学 修 成 果 （ 到 達 目 標</p>	<p>学修成果とは学生が獲得すべき知識・スキル・態度などであり、本学科では以下の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 【基礎力】一般教養並びに各専門分野の基礎的能力 <ol style="list-style-type: none"> ①短期大学生としての一般的な教養と知識を身につける。 ②栄養士の基盤となる基礎知識を身につける。 2. 【実践力】各分野の実際の場面に対応できる力 <ol style="list-style-type: none"> ①栄養士は食事提供を通じて対象者の健康や命をあずかっていることを自覚している。 ②基本的な調理技術を修得し、給食施設の利用者の特性に応じた献立作成スキルを身につける。 ③事故を起こさないよう責任を持って衛生管理および栄養管理を行うことができる。 3. 【人間関係力】専門職・社会人として必要なコミュニケーション能力 <ol style="list-style-type: none"> ①誰とでも挨拶ができ、広い心を持って他者に接することができる。 ②社会や職場に必要なコミュニケーション能力を身につける。 ③栄養士業務における他職種との協働や連携の必要性がわかり、課題や問題について他者と協働し解決することができる。

<p>学修成果 (到達目標)</p>	<p>4. 【生涯学習力】生涯にわたって学び、成長できる力</p> <ul style="list-style-type: none"> ①栄養や健康に関する動向や新しい情報に関心をよせ、情報収集を行うことができる。 ②自己の課題を見つけ、その課題解決に向けて努力することができる。 <p>5. 【地域理解力】地域・文化の多様性を理解し、地域に貢献できる力</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域の食文化や健康課題を理解し、地域の特色に応じた食事づくりや健康づくりに携わることができる。 ②栄養士としての職業的使命感を持って、その地域で積極的に行動することができる。
<p>カリキュラム・ポリシー</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会人として必要な豊かな人間性やコミュニケーション能力を養う教養教育分野を配置し、幅広い教養教育を展開する。加えて栄養学の専門教育に繋がる教養教育科目も配置する。 2. 栄養士となるための幅広い専門的知識と理論を修得する専門教育科目として、専門支持科目、専門基礎科目、専門展開科目、実践科目を体系的に配置する。講義で修得した知識と理論を基礎に、実践能力・技術を身につけるためのグループ学修を行う実験・実習科目を充実させる。 3. 栄養士に必要な給食業務を実際に経験する科目として校外実習を配置し、自らテーマを設けて調べ、学び、考え、まとめる能力を育成する。校外実習への心構え等を身につけるために栄養基礎演習を配置し、校外実習で身につけた総合的実践力を発表する能力等を育成するために栄養総合演習を配置する。
<p>アドミッション・ポリシー</p>	<p>栄養学科では、栄養に携わる者としての専門的知識・技術、責任・自覚を持ち、主体的に考え行動し、他者を理解し協働することができ、生涯にわたり健康で学び続けることができる人材を養成することを目標としています。この目標を達成するために、以下のような能力と資質を持った学生を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 栄養と健康のかかわりに関心を持ち、心身の健康を大切にできる。 2. 他者の立場に立って考え、良好な人間関係を築くことができる。 3. 生涯にわたり学び、成長し続ける意志を持っている。 4. 入学後に学びを継続するための基礎学力を有している。

■ 観光ビジネス学科

<p>教育 及 研 究 養 上 成 の 理 念 人 材 像</p>	<p>観光ビジネス分野の人材として地域社会の活性化に貢献し、生涯にわたって当該分野のキャリア形成に努める人材を育成することを教育研究上の理念とする。卒業後は、旅行会社、ホテル、鉄道、空港等の観光ビジネス分野に就業し、活躍できる人材を養成する。</p> <p>教育研究上の理念を踏まえ、以下の人材を養成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 観光ビジネス分野に携わる者に求められる基礎的素養を身につけた人材 2. 経営学を中心とする基礎理論、観光ビジネス分野に関する専門的知識及び能力を身につけた人材 3. 地域社会に貢献する意欲を持ち、生涯にわたって学び続けることのできる人材
<p>教育 目 標</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 観光ビジネス分野において求められる、豊かな教養、コミュニケーション能力、ホスピタリティマインドを身につける。 2. 観光ビジネス分野の基盤となる経営学の基礎理論を修得し、ホテル、旅行、交通を中心とする観光業界に必要な専門的知識及び実務能力を身につける。 3. 東北地方の歴史・文化・社会・経済、観光資源についての知識や理解を深め、地域社会に貢献し、生涯にわたって学び続ける姿勢を身につける。
<p>ディ プ ポ リ マ シ ー</p>	<p>観光ビジネス学科に2年以上在学し、【基礎力】【実践力】【人間関係力】【生涯学習力】【地域理解力】の5つの力で表された本学科が定める学修成果を身に付け、所定の卒業要件単位数を満たした者に、「短期大学士（観光ビジネス学）」の学位を授与する。</p>
<p>学 修 成 果 （ 到 達 目 標</p>	<p>学修成果とは学生が獲得すべき知識・スキル・態度などであり、本学科では以下の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 【基礎力】一般教養並びに各専門分野の基礎的能力 広い視野を持ち、深い知識と技能を修得し、観光ビジネスの現場で活かすことができる。 <ol style="list-style-type: none"> ①総合的な判断力の基礎を養うことができる。 ②多角的な視野から物事を思考し、本質を見極め、問題解決に取り組むことができる。 2. 【実践力】各分野の実際の場面に対応できる力 複雑化する現代社会において、豊かな教養を身につけ、職業人として多角的に物事を見つめることができる。 <ol style="list-style-type: none"> ①基本的なビジネスマナーを身につけ観光ビジネスの現場で実践することができる。 ②収集した情報を状況に応じて適切に判断し、活用することができる。 3. 【人間関係力】専門職・社会人として必要なコミュニケーション能力 豊かなコミュニケーション能力を身につけ、職業人として自己の能力を発揮することができる。 <ol style="list-style-type: none"> ①積極的かつ意図的にコミュニケーションを作り出すことができる。 ②他者の考えや立場を理解し、自分の意見を述べることができる。 4. 【生涯学習力】生涯にわたって学び、成長できる力 継続してキャリアを積むことにより、さらなる業務遂行能力をはじめとする人間的成長ができる。 <ol style="list-style-type: none"> ①生涯にわたって、課題を発見し、解決する力を身につける。 ②時代の変化に応じ、生涯を通じて自分のキャリアを形成していくことができる。

<p>学修成果 (到達目標)</p>	<p>5. 【地域理解力】 地域・文化の多様性を理解し、地域に貢献できる力 職業人として地域社会の活性化に貢献することができる。</p> <p>①職業や勤労に対する理解を深め、地域で意欲的に働くことができる。</p> <p>②地域での活動に積極的に参加し、役割に即した活動の成果をあげることができる。</p> <p>③東北地方の歴史、文化、社会、経済、観光資源について理解し、地域社会に貢献することができる。</p>
<p>カリキュラム・ポリシー</p>	<p>1. 変化の激しい社会の中で、どのような状況や環境に置かれても生き抜いていくための適応力を涵養するため、実社会と結びつき、かつ学科の専門分野にとらわれない共通の内容を基本とする教養教育分野を配置する。さらに教養教育分野には観光ビジネス学の専門教育に繋がる教養教育科目も配置する。</p> <p>2. 基礎科目、基幹科目、展開科目からなる専門教育分野を編成する。基礎科目では観光ビジネス学を学ぶ際に基礎をなす科目群を必修科目として配置する。基幹科目ではビジネス実務能力、ホスピタリティマインドを涵養する科目群を必修科目として配置する。展開科目では基礎科目及び基幹科目を受けて、各種推奨履修モデルを中心として、発展的に観光ビジネス分野について学修を深める科目群を置く。</p> <p>3. 演習分野では、1年生の前期から2年生の後期まで、毎学期、教員が学生を身近で指導できる少人数のゼミ科目を配置するほか、実践的なキャリア形成支援に関わる科目を配置する。</p>
<p>アドミッション・ポリシー</p>	<p>観光ビジネス学科では、観光ビジネス分野に携わる者に求められる基礎的素養・専門的知識及び能力を身につけ、地域社会に貢献する意欲を持ち、生涯にわたり学び続けることのできる人材を育成することを目標としています。この目標を達成するために、以下のような能力と資質を持った学生を求めます。</p> <p>1. 観光を通して社会に貢献するための知識・能力を身につけることを希望している。</p> <p>2. 他者と協働する姿勢を持ち、周囲と良好なコミュニケーションを図ることができる。</p> <p>3. 広く社会的事象に関心を持ち、それらの関連性を自分の言葉でわかりやすく表現することができる。</p> <p>4. 高等学校等卒業までに学習した主要教科・科目、とりわけ社会・文化・経済などに関する科目について基本的な知識を有し、各科目間の関連性を理解している。</p>

■ 現代英語学科

<p>教育 研究 及び 養育 上 成 人 材 念 像</p>	<p>現代英語学科では、国際共通語として現代世界で使用されている英語について、「話す」「聞く」「読む」「書く」という4技能の習得を通じ、実用的英語力を身につけた人材を育成する。併せて、バランスのとれた教養、他者の考えを理解し自分の考えを表現するコミュニケーション能力、ビジネス実務能力などの社会人として求められる基礎的素養を涵養することを教育上の目的とする。</p>
<p>教育 目 標</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. グローバル社会で通用する英語力を身につけ、積極的に異文化間交流ができるコミュニケーション能力を養う。 2. 様々な価値観に対応できる柔軟性を持ち、良好な人間関係を築く力を養う。 3. 社会の変化に応じ、生涯にわたって課題を見つけ、自己成長につなげる力を養う。
<p>ディ プロ マ マ シ ー</p>	<p>現代英語学科に2年以上在学し、【基礎力】【実践力】【人間関係力】【生涯学習力】【地域理解力】の5つの力で表された本学科が定める学修成果を身につけ、所定の卒業要件単位数を満たした者に、「短期大学士（英語）」の学位を授与する。</p>
<p>学 修 成 果 （ 到 達 目 標）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 【基礎力】一般教養並びに各専門分野の基礎的能力 <ol style="list-style-type: none"> ①人間・社会・文化などについての教養を身につけている。 ②身近な話題に関して対応することができる英語4技能を身につけている。（CEFR-B 1レベル程度） 2. 【実践力】各分野の実際の場面に対応できる力 <ol style="list-style-type: none"> ①自立した英語使用者として、臆せずコミュニケーションを図ることができる。 ②他者の考えを理解し、多角的に物事を捉えながら、自分の考えを構築し表現することができる。 3. 【人間関係力】専門職・社会人として必要なコミュニケーション能力 <ol style="list-style-type: none"> ①社会や職場に必要なコミュニケーション能力を身につけ、他者と良好な人間関係を築くことができる。 ②基本的なプロトコルやビジネス実務能力を身につけ、実践することができる。 4. 【生涯学習力】生涯にわたって学び、成長できる力 <ol style="list-style-type: none"> ①生涯にわたって課題を発見し、解決する力を身につけている。 ②変化に富むグローバル社会において、生涯を通じて自分を成長させることができる。 5. 【地域理解力】地域・文化の多様性を理解し、地域に貢献できる力 <ol style="list-style-type: none"> ①自国の歴史・文化・社会・経済について理解し、異文化間コミュニケーションに役立てることができる。 ②様々な地域の文化・社会を知り、それぞれの価値観に対応して調和と共生を積極的に図ることができる。
<p>カ リ キ ュ ラ ム ・ ポ リ シ ー</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 変化の激しい社会の中で、どのような状況や環境に置かれても生き抜いていくための基礎力を涵養すべく、実社会と結びつき、かつ学科の分野にとられない全学共通の内容を基本とした、『教養教育分野』を配置する。加えて、現代英語学科の専門教育につながる教養教育科目も配置する。 2. 『専門教育分野』は、『専門基礎科目』、『専門展開科目』及び『関連科目』にて構成する。『専門基礎科目』では、「話す」「聞く」「読む」「書く」の英語4技能を中心に、基礎となる科目を配置する。『専門展開科目』は、『専門基礎科目』で学んだことを基盤とし、4技能を統合した実用的英語運用能力を身につける科目を配置する。さらに、ビジネス実務能力を養成する科目を『関連科目』として配置する。 3. 『演習分野』は、1年次前期から2年次後期まで、教員が学生に身近で指導し、個々の学生の資質能力を高める、少人数のゼミ科目のほか、キャリア形成支援に関わる科目を配置する。加えて、リスニング、リーディング、文法、語彙に関するスキルを強化し、総合的に英語力を向上させる科目を置く。

アドミッション・ポリシー	<p>現代英語学科では、国際共通語として現代世界で使用されている英語について、「話す」「聞く」「読む」「書く」という4技能の習得を通じ、実用的英語力を身につけた人材を育成することを目標としています。</p> <p>この目標を達成するために、以下のような能力と資質を持った学生を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 入学後に学びを継続するための基礎学力を有している。2. 本学での学びを通じて、英語力を向上する意欲がある。3. 他者と良好なコミュニケーションを図ることができる。4. 学修習慣が身につけており、生涯を通じて学び続ける意志を持っている。
--------------	---

■ 言語聴覚学科

<p>教育 研究 及び 研究 養成 上の 人材 理念 像</p>	<p>人間の尊厳についての理解を深化させ、豊かな人間性を涵養しながら、生涯にわたって学び続ける力を育み、「人間」を学際的な視点から理解するために必要な知識と、治療・援助・指導を行うための実践的な技術を身につけた言語聴覚士を養成することに教育研究上の理念を置く。</p> <p>学生が本来持っている個人の資質を成長させ、職業人としての倫理観を養い、人間愛を育て、幅広い知識と高度な技術を臨床現場で活用し得る能力を備えた言語聴覚士を養成する。また、医療を取り巻く著しい変化の中で、チーム医療の一員として高いコミュニケーション能力を発揮し、地域社会に貢献し得る人材を養成する。</p>
<p>教育 目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人間愛の精神に基づき、人間の尊厳についての理解を深め、職業人としての倫理観を養い、豊かな人間性を育成する。 2. リハビリテーション専門職者として、時代や地域社会の要請に応え得る幅広い知識と高度な技術を養成し、チーム医療の一員として自身の役割と責任を果たすことのできる能力を養う。 3. 様々な価値観や背景を持つ他者を理解・尊重し、信頼と共生の基盤となる良好な人間関係を構築することのできるコミュニケーション能力を養う。 4. 自ら目標や課題を設定し、自主的・自立的にその達成や解決に努めることができ、生涯にわたり成長し続けるための能力を養う。
<p>ディ ップ ポリ マー シ ー</p>	<p>言語聴覚学科に3年以上在学し、【基礎力】【実践力】【人間関係力】【生涯学習力】【地域理解力】の5つの力で表された本学科が定める学修成果を身につけ、所定の卒業要件単位数を満たした者に、「短期大学士（言語聴覚学）」の学位を授与する。</p>
<p>学 修 成 果 (到 達 目 標)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 【基礎力】一般教養並びに各専門分野の基礎的能力 人間の尊厳について理解し、専門職としての基盤となる知識を身につけている。 ①歴史や文化、現代社会についての教養を身につけ、人間としての在り方や、多様な生き方について理解できる。 ②言語聴覚士としての基礎的な知識と、専門性を理解し応用できる能力を身につけている。 2. 【実践力】各分野の実際の場面に対応できる力 臨床現場において治療・援助・指導を行うための技術を身につけ、実践することができる。 ①臨床現場で活用し得る幅広い知識と高度な技術を身につけている。 ②言語聴覚士として、他者の心身の痛みや苦悩への共感を持ち、倫理観に基づいて行動することができる。 3. 【人間関係力】専門職・社会人として必要なコミュニケーション能力 社会人また言語聴覚士として高いコミュニケーション能力を身につけ、他者と協働することができる。 ①高いコミュニケーション能力と豊かな人間性を身につけ、他者の考えや立場を理解することができる。 ②多職種連携の重要性を理解し、チーム医療の一員として他者と連携、協働することができる。 4. 【生涯学習力】生涯にわたって学び、成長できる力 多くの学問分野に接して幅広い見識と専門的知識と技術の向上を図ることができる。 ①リハビリテーション専門職者として必要な学修課題や目標を自ら設定し、常に課題の克服や目標達成に取り組むことができる。 ②自己の専門領域を生涯にわたって、学術的に探求することができる。

<p>学修成果 (到達目標)</p>	<p>5. 【地域理解力】 地域・文化の多様性を理解し、地域に貢献できる力 地域社会における言語聴覚士の使命と役割を理解し、専門性を活かして地域に貢献することができる。 ①地域に貢献する言語聴覚士としての専門性と責任を自覚し、積極的に行動することができる。 ②進歩する医療と高齢社会の中で、時代や地域のニーズに応えることができる。</p>
<p>カリキュラム・ポリシー</p>	<p>1. コミュニケーション能力や豊かな人間性を養うべく、実社会と結びつき、かつ学科の分野にとらわれない共通の内容を基本とした科目群として、教養教育分野を配置する。加えて言語聴覚学の専門教育に繋がる教養教育科目を配置する。 2. 言語聴覚学の幅広い専門的知識と技術を修得するための専門領域科目に係る科目群として、専門教育分野を配置する。専門教育分野は、専門支持科目、専門展開科目、専門独自科目にて構成する。 3. 専門展開科目の中には臨床実習科目を配置し、3年間を通して段階的に展開する。 4. 保健・医療・福祉分野の専門職チームの一員としての実践能力を養い、地域社会におけるリハビリテーションの使命と役割について理解させる科目を配置する。</p>
<p>アドミッション・ポリシー</p>	<p>言語聴覚学科では、職業人としての倫理観を養い、人間愛を育み、幅広い知識と高度な技術を臨床現場で活用し得る能力を備えた言語聴覚士を養成することを目標としています。 この目標を達成するために、以下のような能力と資質を持った学生を求めます。 1. 入学後に学びを継続するための基礎学力を有している。 2. 他者と良好な人間関係を築くことの重要性を理解し、コミュニケーション能力の向上に努めることができる。 3. 人間の尊厳を理解し、自身の健康を大切にできる。 4. 他者の心身の痛みや苦悩に寄り添い、共感することができる。</p>

■ 救急救命学科

<p>教育 研究 及び 研究 養成 の 理念 像</p>	<p>人間についての深い考察に基づく豊かな人間性と職業人としての倫理観を涵養し、学生が本来持っている個人の資質を成長させながら、科学的根拠に基づいた正確な知識と実践的な技術を身につけた救急救命士を養成することに教育研究上の理念を置く。</p> <p>どのような救急救命の現場においても、強い使命感を持って専門的な知識と確かな技術で適切な救急救命を実践し、地域社会に貢献し得る救急救命士を養成する。</p>
<p>教育 目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 命の尊さや人間としての在り方、多様な生き方についての理解を深化させ、職業人としての倫理観と豊かな人間性を涵養する。 2. 救急救命の職務を適切に遂行し得る、科学的根拠に基づいた正確な知識と実践的な技術を身につけさせ、あらゆる現場において適切な判断を下すことのできる能力を養う。 3. 人間関係の基礎となるコミュニケーション能力を修得させ、チーム医療の一翼を担う自覚と、関連職種と連携して活動できる協調性を培う。 4. 課題や目標を自ら設定し、その克服や達成のために主体的に取り組み、生涯にわたり自己研鑽に励むことができる力を育む。
<p>ディ プロ マ シー</p>	<p>救急救命学科に2年以上在学し、【基礎力】【実践力】【人間関係力】【生涯学習力】【地域理解力】の5つの力で表わされた本学科が定める学修成果を身につけ、所定の卒業要件単位数を満たした者に、「短期大学士（救急救命学）」の学位を授与する。</p>
<p>学 修 成 果 （ 到 達 目 標）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 【基礎力】一般教養並びに各専門分野の基礎的能力 <ol style="list-style-type: none"> ①現代社会を生き抜くための教養を身につけ、命の尊さや人間としての在り方、多様な生き方について理解できる。 ②救急救命士としての基礎的な知識と、専門性を理解し応用できる素養を身につけている。 ③健康増進に努め、社会人としての責務を果たす心構えを身につけている。 2. 【実践力】各分野の実際の場面に対応できる力 <ol style="list-style-type: none"> ①救急救命の現場で必要となる、正確な知識と技術を身につけている。 ②他者の痛みに寄り添い、苦痛の予防と軽減に貢献し、救急救命士としての倫理観に基づいて行動することができる。 ③救急救命のあらゆる現場において冷静沈着に適切な判断を下すために、何事に対しても最善を尽くす姿勢で取り組むことができる。 3. 【人間関係力】専門職・社会人として必要なコミュニケーション能力 <ol style="list-style-type: none"> ①高いコミュニケーション能力と豊かな人間性を身につけ、周囲と良好な人間関係を築くことができる。 ②救急救命士の役割・責任と多職種連携の重要性を理解し、チーム医療の一員として他者との連携、協働に努めることができる。 4. 【生涯学習力】生涯にわたって学び、成長できる力 <ol style="list-style-type: none"> ①学修内容に興味や関心を持ち、主体的に取り組むことができる。 ②課題や目標を自ら設定し、課題の克服や目標達成に取り組むことができる。 ③自身の専門的な知識や技術の水準を維持・向上するために研鑽を積み、自己の成長に努めることができる。

<p>学修成果 (到達目標)</p>	<p>5. 【地域理解力】 地域・文化の多様性を理解し、地域に貢献できる力</p> <p>①地域に貢献する救急救命士としての責任を理解し、使命感を持って行動することができる。</p> <p>②進歩する医療と高齢社会の中で、時代や地域のニーズに応じながら、適切な救命行為をするための能力を身につけている。</p>
<p>カリキュラム・ポリシー</p>	<p>1. コミュニケーション能力と論理的思考力の基礎を養い、実社会と結びつき豊かな人間性を育む科目群として、教養教育分野を配置する。</p> <p>2. 救急救命学の専門的知識と技術を修得するための専門領域科目に係る科目群として、専門教育分野を配置する。専門教育分野は、専門基礎科目と専門展開科目にて構成する。</p> <p>3. 専門基礎科目には、救急救命学の専門領域における、基礎的な知識と技術を身につけるための科目を設定する。専門展開科目には、救急救命学の専門領域における、より実践的な知識と技術を身につけるための科目を系統的に配置する。専門展開科目の中には臨地実習科目を配置し、2年間を通して段階的に展開する。臨地実習科目には、講義科目で修得した知識を技術と統合し、チーム医療の一員としての協調性を養う科目と、救急救命の実際を体験する科目を設定する。</p>
<p>アドミッション・ポリシー</p>	<p>救急救命学科では、どのような救急救命の現場においても、強い使命感を持って専門的な知識と確かな技術で適切な救急救命を実践し、地域社会に貢献し得る救急救命士を養成することを目標としています。</p> <p>この目標を達成するために、以下のような能力と資質を持った学生を求めます。</p> <p>1. 入学後に学びを継続するための基礎学力を有している。</p> <p>2. 他者の痛みや苦悩に寄り添い、他者を助けようとする志を持っている。</p> <p>3. 他者と良好な人間関係を築くことの重要性を理解し、コミュニケーション能力の向上に努めることができる。</p> <p>4. 生涯にわたり学び続け、成長し続ける意志を持っている。</p>

■ 仙台青葉学院短期大学 学則

第1章 総則

(本学の目的)

第1条 仙台青葉学院短期大学（以下「本学」という。）は、学校教育法の趣旨に基づき、豊かな人間性を育てる教養教育を基本としながら、良好な人間関係を築く対人教育及び確かな専門知識に基づく実学教育により、地域社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価及び認証評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の承認を受けた者による評価を受け、その結果を公表するものとする。

3 第1項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第3条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 学科、修業年限及び定員

(学科、修業年限及び定員)

第4条 本学の学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

学科	修業年限	入学定員	収容定員
ビジネスキャリア学科	2年	155名	310名
こども学科	2年	100名	200名
歯科衛生学科	3年	70名	210名
栄養学科	2年	75名	150名
観光ビジネス学科	2年	50名	100名
現代英語学科	2年	35名	70名
言語聴覚学科	3年	40名	120名
救急救命学科	2年	40名	80名

(学科の目的)

第5条 ビジネスキャリア学科は、幅広い教養を土台とした豊かな人間性を備え、相互信頼に基づく良好な人間関係を築き、専門的知識・技術に裏付けられたビジネス実務能力を発揮し、地域社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。併せて、生涯にわたって自己の能力を最大限発揮し続けるために必要なキャリアデザイン能力を涵養する。

2 こども学科は、次代を生きる子どもの心身の発達及び成長に資する人材を育成することを目的とする。そのため、人間形成を図っていくための基礎を教授し、保育及び教育に関する専門的知識・技能を身につけ、保育・教育の現場に柔軟に対応し、実践できる力を涵養する。

3 歯科衛生学科は、歯科衛生の側面から様々なライフステージを理解し、人間と健康についての知識を身

につけ、人々の健康増進の取り組みに貢献できる人材を育成することを目的とする。また、口腔衛生の専門職としての知識と技術に加え、高い倫理観及び豊かな人間性を備えた歯科衛生士を養成する。

- 4 栄養学科は、栄養に携わる者としての専門的知識及び技術を有し、健康と生命を預かることの責任を自覚した上で主体的に考え行動し、対象者の理解に努め、様々な専門職者と協働できる栄養士を養成することを目的とする。加えて、生涯にわたって学び続けることの意義を理解した人材を育成する。
- 5 観光ビジネス学科は、豊かな教養、コミュニケーション能力、ホスピタリティマインド及び経営学を中心とする理論的背景を踏まえた観光ビジネス分野の専門的知識・実務能力を身につけた人材を養成することを目的とする。また、生涯にわたって観光ビジネス分野のキャリア形成に努め、地域社会の活性化に貢献できる人材を育成する。
- 6 現代英語学科では、国際共通語として現代世界で使用されている英語について、「話す」「聞く」「読む」「書く」という4技能を習得し、実用的英語力を身につけた人材を育成する。併せて、バランスのとれた教養、他者の考えを理解し自分の考えを表現するコミュニケーション能力、ビジネス実務能力などの社会人として求められる基礎的素養を涵養することを目的とする。
- 7 言語聴覚学科は、生涯にわたって学び続ける力を育み、「人間」を学際的な視点から理解するために必要な知識と、治療・援助・指導を行うための実践的な技術を身につけた言語聴覚士の養成を目的とする。また、人間の尊厳についての理解を深化させ、職業倫理観や豊かな人間性を涵養する。
- 8 救急救命学科は、正確な知識と実践的な技術をもって適切な救急救命を実践し得る救急救命士の養成を目的とする。また、生涯にわたり自己研鑽に励むことができる力を育み、人間についての深い考察に基づく豊かな人間性と職業人としての倫理観を涵養する。

(在学期間)

- 第6条 本学に在学する期間は、修業年限の2倍に相当する年数を超えないものとする。ただし、歯科衛生学科については、学長が特別な事情であると認める場合を除き、同一学年に2年を超えて在学することはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第13条第1項又は第14条第1項の規定により入学した者は、それぞれ第13条第2項又は第14条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

- 第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 学年を次の2学期に分ける。
前期 4月1日から 9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで
 - 3 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第8条 本学の休業日は次の通りとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - (3) 本学の開学記念日 4月1日
 - (4) 春期休業日、夏期休業日及び冬期休業日に関しては、別に定める。
- 2 学長が必要と認めた場合は、前項に規定する休業日を変更し、又臨時に休業日を定めることができる。

I 仙台青葉学院短期大学について

3 学長が必要と認めた場合は、第1項に規定する休業日において、授業を行うことができる。

第4章 入学、休学及び退学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第10条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

2 前項第9号に関して必要な事項は、別に定める。

(入学願書及び入学選考)

第11条 本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて提出しなければならない。

2 入学願書を提出した者について、本学は、公正かつ妥当な方法により入学者の選抜を行う。

3 前2項に関して必要な事項は、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 前条第2項の選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学の手続きを完了した者に、入学を許可する。

(転入学、転学科)

第13条 本学への転入学又は本学内での転学科を希望する者があるときは、選考の上、学長がこれを許可することができる。

2 前項の規定により転入学又は転学科を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数は、教授会及び運営協議会の議を経て学長が決定する。

3 前2項について必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第14条 本学を退学した者が再入学を願い出た場合には、本学は、これを許可することがある。

2 前項の許可並びに再入学する者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき年数は、教授会及び運営協議会の議を経て学長が決定する。

(休学)

第15条 引続いて3ヶ月以上修学することができない者は、所定の手続きにより学長の許可を得て休学することができる。なお、疾病を事由とする場合には、医師の診断書を添えるものとする。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学の期間は原則として1年以内とする。ただし、学長が特別の事情であると認めるときには、その期間を引続き更に1年まで延長することができる。

4 休学期間は通算して修業年限を超えることができない。

5 休学期間は第6条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第16条 休学の事由が消滅したことにより、又は休学期間が満了したことにより、復学しようとする者は、所定の手続きにより学長の許可を受けなければならない。なお、疾病を事由とする休学の復学に際しては、医師の診断書を添えるものとする。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、所定の手続きにより学長の許可を得なければならない。

(除籍等)

第18条 次の各号の一に該当する者は、教授会及び運営協議会の議を経て学長が除籍することができる。

(1) 第6条に定める在学期間を超えた者

(2) 第15条に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

2 本条に規定するものの他、学生の除籍及び復籍に関して必要な事項は、別に定める。

(留学)

第19条 外国の短期大学（専門職短期大学に相当する外国の短期大学を含む。第28条第2項において同じ。）

又は大学で学修することを志願する者は、所定の手続きにより学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第31条に定める計画的な履修に必要な期間として取り扱うことができる。

第5章 教育課程、履修方法及び単位の認定

(教育課程の編成方針)

第20条 本学は、短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能

I 仙台青葉学院短期大学について

力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように適切に配慮する。

(教育課程の編成方法)

第21条 本学は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

2 本学の教育課程は、別表第一のとおりとする。

(履修方法)

第22条 学生は、履修しようとする授業科目を期日までに学長に届けなくてはならない。

2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

3 前項の規定にかかわらず、本学は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

4 本条に規定するものの他、授業科目の履修方法に関して必要な事項は、別に定める。

(単位)

第23条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(学修の評価及び単位の認定)

第24条 本学は、各授業科目を履修した者に対して、試験その他適切な方法により総合的に学修の成果を評価し、単位を認定する。

2 評価及び単位の認定に係る基準は別に定め、あらかじめ学生に明示する。

(授業期間)

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業)

第26条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行うことにより履修させることができる。

3 前項に規定する授業の方法により修得できる単位数は、第35条に規定する卒業の要件として修得すべき

単位数のうち、2年課程においては30単位、3年課程においては46単位を超えないものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第27条 本学は、授業の内容及び方法の更なる改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の短期大学、専門職短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第28条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、2年課程においては30単位、3年課程においては46単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学、専門職短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、2年課程においては30単位、3年課程においては46単位を超えないものとする。

3 前2項に規定するもののほか、短期大学、専門職短期大学又は大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第17条第2項の規定により特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第28条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、2年課程においては30単位、3年課程においては46単位を超えないものとする。この場合において、第28条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、2年課程においては45単位、3年課程においては53単位を超えないものとする。

4 前3項に規定するもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第31条 本学は、学生が職業を有している等の事由により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。

(科目等履修生)

第32条 本学は、本学の学生以外の者で本学の授業科目の履修を希望する者には、本学の教育の支障のない

I 仙台青葉学院短期大学について

限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 本学は、科目等履修生に、第24条の規定を準用して単位を認定することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第32条の2 本学は、本学の学生以外の者で本学の授業科目の聴講を希望するものには、本学の教育に支障のない限りにおいて、聴講生として聴講を許可することがある。

- 2 本学は、聴講生に、第24条の規定による単位は認定しない。
- 3 前2項に関して必要な事項は、別に定める。

(単位互換学生)

第33条 本学は、本学の学生以外の者で本学の授業科目の履修を希望する者には、単位互換協定に基づき単位互換学生として履修を許可することがある。

- 2 本学は、単位互換学生に、第24条の規定を準用して単位を認定することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第34条 短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する外国人には、本学は、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 卒業及び学位

(卒業要件)

第35条 本学を卒業するためには、第4条に定める修業年限以上在学し、下表に定める単位を修得しなければならない。ただし、第13条第1項又は第14条第1項の規定により入学した者の在学すべき年数は、それぞれ第13条第2項又は第14条第2項の規定により定められた年数以上とする。

学科	卒業要件単位
ビジネスキャリア学科	62単位以上
こども学科	62単位以上
歯科衛生学科	100単位以上
栄養学科	62単位以上
観光ビジネス学科	62単位以上
現代英語学科	62単位以上
言語聴覚学科	103単位以上
救急救命学科	70単位以上

(卒業認定)

第36条 前条に規定する要件を満たした者については、教授会及び運営協議会の議を経て学長が卒業を認定する。

- 2 卒業の認定に係る基準は別に定め、あらかじめ学生に明示する。
- 3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

(学位)

第37条 前条の規定により卒業を認定した者には、本学学位規程の定めるところにより、次の学位を授与する。

学科	学位
ビジネスキャリア学科	短期大学士（ビジネスキャリア学）
こども学科	短期大学士（こども学）
歯科衛生学科	短期大学士（歯科衛生学）
栄養学科	短期大学士（栄養学）
観光ビジネス学科	短期大学士（観光ビジネス学）
現代英語学科	短期大学士（英語）
言語聴覚学科	短期大学士（言語聴覚学）
救急救命学科	短期大学士（救急救命学）

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 入学金及び授業料

(入学金及び授業料)

第38条 本学の入学金及び授業料は、次のとおりとする。

(単位：円)

学科	納入時期	入学金	授業料	合計
ビジネスキャリア学科	1年次	250,000	1,000,000	1,250,000
	2年次	—	1,000,000	1,000,000
こども学科	1年次	250,000	1,000,000	1,250,000
	2年次	—	1,000,000	1,000,000
歯科衛生学科	1年次	250,000	1,000,000	1,250,000
	2年次	—	1,000,000	1,000,000
	3年次	—	1,000,000	1,000,000
栄養学科	1年次	250,000	1,000,000	1,250,000
	2年次	—	1,000,000	1,000,000
観光ビジネス学科	1年次	250,000	1,000,000	1,250,000
	2年次	—	1,000,000	1,000,000
現代英語学科	1年次	250,000	1,000,000	1,250,000
	2年次	—	1,000,000	1,000,000
言語聴覚学科	1年次	250,000	1,400,000	1,650,000
	2年次	—	1,400,000	1,400,000
	3年次	—	1,400,000	1,400,000
救急救命学科	1年次	250,000	1,360,000	1,610,000
	2年次	—	1,360,000	1,360,000

2 前項に関わらず、2年次以降の学費については、経済情勢の変化に応じて金額を改定する場合がある。

3 前2項に定めるものの他、納付金に関して必要な事項は、別に定める。

I 仙台青葉学院短期大学について

第8章 職員

(職員)

第39条 本学に、学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務局長、事務職員を置く。

- 2 前項の職員の他、副学長、副学科長、技術職員、その他の職員を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副学長は、学長の職務を助ける。

第9章 運営協議会、教授会等

(運営協議会)

第40条 学長の諮問機関として、本学に運営協議会を置く。

- 2 運営協議会は、学長が諮問する本学の運営に関する重要事項について審議する。
- 3 運営協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(教授会等)

第40条の2 運営協議会の下に、各学科の教授会及び各種全学委員会を置く。

- 2 教授会は、当該学科の教育研究に関する重要事項等について審議し、学長に意見を述べるものとする。
- 3 教授会は、その構成員のうち一部の者で組織する代議員会を置くことができる。
- 4 全学的な事項に関し審議し、必要な活動を行うため、各種全学委員会を置く。
- 5 教授会等の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第41条 表彰に値する行為があった学生は、教授会及び運営協議会の議を経て学長が表彰することがある。

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第42条 学則その他の規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があった学生は、教授会及び運営協議会の議を経て学長が懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前2項に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 図書館

(図書館)

第43条 本学に図書館を置く。

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第44条 地域住民の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することがある。

第13章 学則の変更

(学則の変更)

第45条 この学則を変更しようとするときは、運営協議会の議を経て学長が理事会に上申し、理事会が決定する。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は平成23年4月1日から改訂施行する。但し、在学生については、従前の通りとする。

附 則

1. この学則は平成24年4月1日から改訂施行する。但し、在学生については、従前の通りとする。

附 則

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第37条第1項については、平成25年度入学者より適用する。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前の通りとする。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前の通りとする。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前の通りとする。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前の通りとする。

I 仙台青葉学院短期大学について

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第6条を除き、在学生については、従前の通りとする。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第21条第2項については、平成28年度入学者より適用する。

附 則

この学則は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第一の改正中ビジネスキャリア学科に係る部分は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 在学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第一の改正中ビジネスキャリア学科及び観光ビジネス学科に係る部分は、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成32年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

I 仙台青葉学院短期大学について

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

学則別表第一
(ビジネスキャリア学科)

科目区分		授業科目の名称	単位数			授業形態		
			必修	選択	自由	講義	演習	実習
教養教育分野	人間と文化	日本語表現法	1				○	
		英語	1				○	
		中国語		2		○		
		韓国語		2		○		
	人間と社会	法律入門	2			○		
		現代の社会	2			○		
	人間と科学	数理リテラシー	1				○	
		情報処理	1				○	
		ウェルネス・リテラシー		2			○	
	教養教育分野 計			8	6			-
専門教育分野	基礎科目	人間関係論		2		○		
		心理学		2		○		
		ホスピタリティ論		2		○		
		プレゼンテーション演習	2				○	
		情報処理応用演習	2				○	
		地域連携概論		2		○		
		ビジネスマナー	2			○		
		民法		2		○		
	基幹科目	金融リテラシー入門	2			○		
		経済学	2			○		
		会計学	2			○		
		経営学	2			○		
		現代企業論	2			○		
		ビジネス実務総論	2			○		
		ビジネス法務入門		2		○		
		税金入門		2		○		
	展開科目	社会保障論		2		○		
		ビジネス文書実務		2		○		
		秘書実務Ⅰ		2			○	
		秘書実務Ⅱ		2			○	
		情報テクノロジー		2		○		
		DX 経営論		2		○		
		データサイエンス入門		2		○		
		情報処理実務		2			○	
		メディアデザイン論		2		○		
		広告デザイン演習		2			○	
		メディアコンテンツ演習		2			○	
		基礎簿記		2		○		
		上級簿記Ⅰ		2		○		
		上級簿記Ⅱ		2		○		
		簿記演習Ⅰ		2			○	
		簿記演習Ⅱ		2			○	
		医療事務入門		2		○		
		診療報酬請求演習Ⅰ		2			○	
		診療報酬請求演習Ⅱ		2			○	
		レセコン演習		2			○	
		コミュニケーション心理		2		○		
		ビジネス心理		2		○		
		ビジネスコミュニケーション		2		○		
		ビューティビジネス論		2		○		
		マーケティング		2		○		
		広告論		2		○		
		流通論Ⅰ		2		○		
		流通論Ⅱ		2		○		
		公務員対策Ⅰ		2		○		
公務員対策Ⅱ			2		○			
公務員対策Ⅲ		2		○				
公務員対策演習Ⅰ		2			○			
公務員対策演習Ⅱ		2			○			
スポーツビジネス論		2		○				
専門教育分野 計			18	82			-	
演習分野	演習科目	インターンシップと地域企業研究		1			○	
		基礎キャリア形成	1				○	
		数理リテラシー上級	1				○	
		実践キャリア形成Ⅰ	1				○	
		実践キャリア形成Ⅱ		1			○	
		初年次ゼミ	1				○	
		社会人基礎力演習	1				○	
		ゼミナールⅠ		1			○	
		ゼミナールⅡ		1			○	
		ゼミナールⅢ		1			○	
演習分野 計			5	5			-	
総計			31	93			-	

I 仙台青葉学院短期大学について

学則別表第一 (こども学科)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態		
		必修	選択	自由	講義	演習	実習
教養教育分野	人間と文化	英語Ⅰ	1			○	
		英語Ⅱ	1			○	
		日本語表現法	1				○
	人間と社会	日本国憲法	2			○	
		現代の社会	1			○	
		法律入門	1			○	
	人間と科学	体育基礎	1			○	
		体育実技	1				○
		情報処理Ⅰ	1				○
		情報処理Ⅱ	1				○
		レクリエーション論		1		○	
	数理リテラシー	1			○		
教養教育分野 計		12	1			-	
専門教育分野	幼児教育の基礎	幼児と環境		2		○	
		幼児と健康		1		○	
		幼児と表現		2		○	
		幼児と人間関係		1		○	
		幼児教育の基礎 計			6		
	基礎技能	音楽表現Ⅰ		1			○
		音楽表現Ⅱ		1			○
		音楽表現Ⅲ		1			○
		造形表現		1			○
		総合表現演習Ⅰ		1			○
		総合表現演習Ⅱ		1			○
	基礎技能 計			6			-
教育及び保育の本質	教職論	2			○		
	保育原理	2			○		
	教育原理	2			○		
	社会福祉		2		○		
教育及び保育の本質 計		6	2			-	
教育及び保育の制度	教育制度論		1		○		
	子ども家庭福祉		2		○		
	社会的養護Ⅰ		2		○		
教育及び保育の制度 計			5			-	
教育及び保育の対象理解	子ども理解の理論と方法	1				○	
	生涯発達心理学Ⅰ	2			○		
	生涯発達心理学Ⅱ		2		○		
	乳児保育Ⅰ		2		○		
教育及び保育の対象理解 計		3	4			-	
教育及び保育の計画と方法	カリキュラム論	2			○		
	保育内容の指導法（総論）	1				○	
	保育内容の指導法（健康）	1				○	
	保育内容の指導法（人間関係）	1				○	
	保育内容の指導法（環境）	1				○	
	保育内容の指導法（言葉）	1				○	
	保育内容の指導法（表現）	1				○	
	特別支援教育演習Ⅰ	1				○	
	特別支援教育演習Ⅱ		1			○	
	乳児保育Ⅱ		1			○	
	教育相談	1				○	
	教育方法論	2			○		
	社会的養護Ⅱ		1			○	
	子どもの保健		2		○		
	子どもの健康と安全		1			○	
	家庭支援論		2		○		
	子どもの食と栄養		2			○	
子育て支援		1			○		
教育及び保育の計画と方法 計		12	11			-	
総括科目	保育・教職実践演習（幼稚園）		2			○	
	総括科目 計			2			-
実習	保育実習Ⅰ（保育所）		2			○	
	保育実習Ⅰ（施設）		2			○	
	保育実習指導Ⅰ		2			○	
	保育実習Ⅱ		2			○	
	保育実習指導Ⅱ		1			○	
	保育実習Ⅲ		2			○	
	保育実習指導Ⅲ		1			○	
	教育実習Ⅰ		1			○	
	教育実習指導Ⅰ		1			○	
	教育実習Ⅱ		3			○	
教育実習指導Ⅱ		1			○		
実習 計			18			-	
ゼミナール	基礎演習Ⅰ	2				○	
	基礎演習Ⅱ	2				○	
	ゼミナール 計		4				-
専門教育分野 計		25	54			-	
総計		37	55			-	

学則別表第一
(歯科衛生学科)

科目区分		授業科目の名称	単位数			授業形態		
			必修	選択	自由	講義	演習	実習
教養教育分野	人間と文化	日本語表現法	1				○	
		英語 I	1				○	
		英語 II	1				○	
		医療手話	1				○	
	人間と社会	法律入門	1			○		
		現代の社会	1			○		
		コミュニケーション演習	1				○	
	人間と科学	心理学		1		○		
		数理リテラシー	1			○		
		保健統計学	1			○		
		情報処理	1				○	
		化学		1		○		
		スポーツレクリエーション		1			○	
教養教育分野 計			10	3			-	
専門支持科目	人体の構造と機能	解剖学	2			○		
		生理学	1			○		
		組織発生学	1			○		
	歯・口腔の構造と機能	口腔解剖学	2			○		
		口腔生理学	2			○		
		歯牙解剖学	1			○		
	疾病の成り立ちと回復	病理学	1			○		
		微生物学	1			○		
		薬理学	1			○		
		栄養学	1			○		
		生化学	1			○		
	健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	一般臨床医学	1			○		
		衛生学・公衆衛生学	1			○		
		口腔衛生学	2			○		
		地域保健	2			○		
		衛生行政・社会福祉・社会保障	2			○		
	人間関係論		1		○			
専門支持科目 計			22	1			-	
専門展開科目	歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	2			○		
	臨床歯科医学	歯内療法学	1			○		
		保存修復学	1			○		
		歯周療法学	1			○		
		歯科補綴学	1			○		
		口腔外科学	1			○		
		歯科矯正学	1			○		
		小児歯科学	1			○		
		高齢者口腔保健学	1			○		
		障害者口腔保健学	1			○		
		歯科放射線学	1			○		
		口腔衛生管理		1			○	
	歯科予防処置論	歯科予防処置法	2				○	
		う蝕予防処置法 (臨床基礎)	1				○	
		歯周病予防法 (臨床基礎)	2				○	
		う蝕予防処置法 (臨床応用)	1				○	
		歯周病予防法 (臨床応用)	2				○	
	歯科保健指導論	保健指導論	1			○		
		保健指導演習 I (臨床基礎)	1				○	
		保健指導演習 II (臨床応用)	2				○	
		保健指導演習 III (臨床総合)	2				○	
		口腔リハビリテーション論	1			○		
		口腔リハビリテーション演習		1				○
	歯科診療補助論	歯科診療補助法 (基礎知識)	2			○		
		歯科診療補助演習 I (基本技術)	2				○	
		歯科診療補助演習 II (臨床技術)	2				○	
		歯科診療補助演習 III (臨床総合)	2				○	
		感染予防法	1			○		
		臨床検査法	1				○	
		救急法・救急蘇生法	1			○		
		介護技術の基礎	1			○		
		審美歯科演習		1				○
	実習	臨地実習 I (臨床基礎)	4					○
		臨地実習 II (臨床応用)	8					○
		臨地実習指導 (臨床応用)	1				○	
		臨地実習 III (臨床総合)	8					○
臨地実習指導 (臨床総合)		1				○		
特別科目	歯科衛生研究法 I (臨床基礎)		1		○			
	歯科衛生研究法 II (臨床応用)		1		○			
専門展開科目 計			61	5			-	
総計			93	9			-	

I 仙台青葉学院短期大学について

学則別表第一 (栄養学科)

科目区分		授業科目の名称	単位数			授業形態			
			必修	選択	自由	講義	演習	実習	
教養教育分野	人間と文化	日本語表現法	1				○		
		英語	1				○		
	人間と社会	現代の社会	1			○			
		法律入門	1			○			
		ビジネスマナー	1			○			
		人間関係論	1			○			
	人間と科学	情報処理	1				○		
		数理リテラシー	1			○			
	教養教育分野 計			8			-		
	専門教育分野	専門支持科目	食生活論	1			○		
社会福祉概論			1			○			
公衆衛生学			2			○			
生理学			2			○			
解剖学			1			○			
腸と微生物			1			○			
生化学			2			○			
生化学実験			1					○	
医学概論			1			○			
専門支持科目 計			12			-			
専門基礎科目		食品学	2			○			
		食品学実験	1					○	
		栄養学	2			○			
		栄養学実験	1					○	
		ライフステージ栄養学	2			○			
		ライフステージ栄養学実習	1					○	
		栄養教育論	2			○			
		調理学	2			○			
		調理学実習Ⅰ(基礎)	1					○	
		給食計画実務論	2			○			
	給食管理実習Ⅰ(基礎)	1					○		
スポーツとウェルネス			1	○					
専門基礎科目 計			17		1	-			
専門展開科目	食品衛生学	2			○				
	食品衛生学実験	1					○		
	食品加工学	1			○				
	食品加工実習	1					○		
	臨床栄養学	2			○				
	臨床栄養学実習	1					○		
	公衆栄養学概論	2			○				
	栄養教育実習	1					○		
	調理学実習Ⅱ(応用)	1					○		
	給食管理実習Ⅱ(応用)	1					○		
	食品とアレルギー	1			○				
	子どもと食育	2			○				
	摂食・嚥下機能と口腔ケア	1			○				
	スポーツと栄養	2			○				
フードマーケティング演習			1		○				
フードコーディネイト論			1	○					
専門展開科目 計			19		2	-			
実践科目	校外実習	1					○		
	調理学実習Ⅲ(実践)	1					○		
	栄養基礎演習	2				○			
	栄養総合演習	2				○			
	実践科目 計			6			-		
総計			62		3	-			

学則別表第一
(観光ビジネス学科)

科目区分		授業科目の名称	単位数			授業形態		
			必修	選択	自由	講義	演習	実習
教養教育分野	人間と文化	日本語表現法	1				○	
		英語 I	1				○	
		東北学	2			○		
		歴史と文化	2			○		
	人間と社会	法律入門	2			○		
		現代の社会	2			○		
		コミュニケーション論	2			○		
	人間と科学	情報処理	1				○	
		数理リテラシー	1			○		
	教養教育分野 計			14				-
専門教育分野	基礎科目	経営学入門	2			○		
		マーケティング	2			○		
		観光概論	2			○		
		観光ビジネス論	2			○		
		国内観光地理	2			○		
		国際観光論	2			○		
		イベント・プロデュース論	2			○		
		実践文章作成演習		1				○
		フィールドワーク概論		2			○	
		金融リテラシー入門		2			○	
	基礎科目 計			14	5			-
	基幹科目	英語 II	1				○	
		観光ビジネス英会話	2			○		
		ビジネスマナー	2			○		
		情報機器演習	1				○	
	基幹科目 計			6				-
	展開科目	旅行ビジネス実務		2			○	
		エアラインビジネス実務		2			○	
		鉄道ビジネス実務		2			○	
		宿泊ビジネス実務		2			○	
		ホテル・フライダルサービス		2			○	
		ホテル経営		2			○	
		フライダルビジネス実務		2			○	
		ウェディングフライダル演習		1				○
		秘書実務		2			○	
		テーマパークビジネス		2			○	
		旅行業法		2			○	
		旅行業約款		2			○	
		国内運賃・旅費計算		2			○	
		国内観光資源		2			○	
		旅行業務演習		1				○
		海外観光地理		2			○	
		旅程管理		2			○	
		東南アジアの言語と文化		2			○	
		韓国語会話 I		1				○
		韓国語会話 II		1				○
		中国語会話 I		1				○
		中国語会話 II		1				○
		フランス語会話		1				○
		英会話基礎		1				○
英会話応用			1				○	
観光英語			1				○	
TOEIC 演習			1				○	
おもてなし英語			2			○		
観光英語ガイド基礎			2			○		
観光インターンシップ			1				○	
海外研修		1				○		
展開科目 計				49			-	
専門教育分野 計			20	54			-	
演習分野	演習科目	基礎キャリア形成ゼミ	1				○	
		実践キャリア形成ゼミ	1				○	
		初年次ゼミ	1				○	
		観光研修 I	1				○	
		観光研修 II	1				○	
		観光ゼミ I	1				○	
		観光ゼミ II	1				○	
	観光ゼミ III	1				○		
演習分野 計			8				-	
総計			42	54			-	

I 仙台青葉学院短期大学について

学則別表第一

(現代英語学科)

科目区分		授業科目の名称	単位数			授業形態		
			必修	選択	自由	講義	演習	実習
教養教育分野	人間と文化	日本語表現法	1				○	
		World Mythology	2			○		
		歴史と文化	2			○		
	人間と社会	心理学		2		○		
		法律入門	1			○		
		現代の社会	1			○		
		Critical Thinking	2			○		
	人間と科学	情報処理	1				○	
		数理リテラシー	1			○		
	教養教育分野 計			11	2			—
専門教育分野	専門基礎科目	Oral Communication I	1				○	
		Oral Communication II	1				○	
		Listening I	1				○	
		Listening II	1				○	
		Reading I	1			○		
		Reading II	1			○		
		Grammar I	1				○	
		Grammar II	1				○	
	専門基礎科目 計			8	0			—
	専門展開科目	Oral Communication III	2				○	
		Oral Communication IV		2			○	
		Listening III		2			○	
		Listening IV		2			○	
		Reading III		2		○		
		Reading IV		2		○		
		Business Communication	2				○	
		Essay Writing	2				○	
		Speaking Skills I		2			○	
		Speaking Skills II		2			○	
		Extensive Reading		2			○	
		English for Tourism	2				○	
		Chorus English		2			○	
		English through Plays		2			○	
		英米文学概論	2			○		
		英語史概論		2		○		
		Vocabulary Building		2			○	
		Teaching English to Children		2			○	
		British Studies		2			○	
		American Studies		2			○	
		International Studies		2			○	
		海外研修		2				○
	海外研修(個人)		1				○	
	認定留学		4				○	
	専門展開科目 計			10	39			—
	関連科目	ビジネスプロトコール	2				○	
		秘書実務		2			○	
		観光ビジネス論		2		○		
		ホスピタリティ論		2			○	
		フランス語 I		1			○	
		フランス語 II		1			○	
関連科目 計			2	8			—	
専門教育分野 計			20	47			—	
演習分野	演習科目	キャリア形成演習 I	1				○	
		キャリア形成演習 II	1				○	
		基礎ゼミ	1				○	
		TOEIC I		1			○	
		STEP I		1			○	
		TOEIC II		1			○	
		STEP II		1			○	
		TOEIC III		1			○	
演習分野 計			3	5			—	
総計			34	54			—	

学則別表第一
(言語聴覚学科)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態			
		必修	選択	自由	講義	演習	実習	
教養教育分野	人間と文化	人間関係論	2			○		
		英語	1				○	
		日本語表現法	1				○	
		歴史と文化	1			○		
	人間と社会	現代の社会	1			○		
		法律入門	1			○		
		学習の基礎	1			○		
	人間と科学	倫理学	1			○		
		統計と疫学	2			○		
		数理リテラシー	1			○		
		情報処理	1				○	
		自然科学概論	2			○		
		教養教育分野 計	15				-	
	専門支持科目	人体の仕組み・ 疾病と治療	医療概論	1			○	
			病理学	1			○	
解剖・生理学			1			○		
内科学			1			○		
栄養学			1			○		
臨床神経学			1			○		
小児科学			1			○		
精神医学			1			○		
リハビリテーション医学			1			○		
耳鼻咽喉科学			1			○		
形成外科学			1			○		
臨床歯科医学・口腔外科学			1			○		
呼吸発声発語系の構造・機能・病態			1			○		
聴覚系の構造・機能・病態		1			○			
神経系の構造・機能・病態		1			○			
		小計	15				-	
心の働き		臨床心理学	1			○		
		心理学	1			○		
		生涯発達心理学	1			○		
		聴覚心理学	1			○		
		神経心理学	1			○		
		心理測定法	1			○		
		認知・学習心理学	1			○		
		小計	7				-	
言語と コミュニケーション		言語学	1			○		
		日本語文法学	1			○		
		音声学	1			○		
		音声・言語学総論	1			○		
		音声表記・分析学	1				○	
		音響学	1			○		
	言語発達学	1			○			
	拡大・代替コミュニケーション	1			○			
	視覚言語論	1			○			
		小計	9				-	
社会保障・教育と リハビリテーション	社会保障・教育とリハビリテーション	1			○			
専門教育分野	言語聴覚障害学総論	言語聴覚障害学総論	1			○		
		言語聴覚障害学総論	2			○		
		小計	2				-	
	言語聴覚療法管理学	言語聴覚療法管理学Ⅰ	1			○		
		言語聴覚療法管理学Ⅱ	1			○		
		小計	2				-	
	失語・高次脳機能障害学	失語症概論	2			○		
		高次脳機能障害学	1			○		
		言語聴覚障害診断学	1			○		
		失語症・高次脳機能障害	2				○	
		小計	6				-	
	言語発達障害学	言語発達障害学総論	2			○		
		言語発達障害学評価学	1			○		
		小児の構音障害	1			○		
		脳性麻痺	1			○		
		学習障害・発達障害	1			○		
		小計	6				-	
	発声発語・ 摂食嚥下障害学	音声障害	2			○		
		吃音概論	1			○		
		運動障害性構音障害Ⅰ	1			○		
		運動障害性構音障害Ⅱ	2				○	
		摂食嚥下障害Ⅰ	1			○		
		摂食嚥下障害Ⅱ	2				○	
			小計	9				-
	聴覚障害学	成人・小児の聴覚障害	1			○		
		聴能・発語訓練演習	1				○	
		聴力検査Ⅰ	1				○	
聴力検査Ⅱ		1				○		
視覚聴覚二重障害・重複障害		1			○			
補聴器・人工内耳		1			○			
	聴覚障害学総論	1			○			
	小計	7				-		
地域言語聴覚療法	地域言語聴覚療法Ⅰ	1			○			
	地域言語聴覚療法Ⅱ	1			○			
	小計	2				-		
臨床実習	臨床実習Ⅰ(見学実習)	1				○		
	臨床実習Ⅱ(評価実習)	4				○		
	臨床能力評価実習	1				○		
	臨床実習Ⅲ(総合実習前期)	4				○		
	臨床実習Ⅳ(総合実習後期)	5				○		
	小計	15				-		
専門独自科目	医療英会話と英文抄読		1		○			
	手話		1			○		
	言語聴覚障害学特別講義Ⅰ		1		○			
	言語聴覚障害学特別講義Ⅱ		1		○			
	音と聴力		1		○			
	運動生理学の基礎		2		○			
言語聴覚障害学の基礎		2		○				
	小計		5			-		
	専門教育分野 計	86	4			-		
	総計	101	4			-		

I 仙台青葉学院短期大学について

学則別表第一 (救急救命学科)

科目区分		授業科目の名称	単位数			授業形態			
			必修	選択	自由	講義	演習	実習	
教養教育分野	人間と文化	日本語表現法	1				○		
		英語	1				○		
	人間と社会	現代の社会	2			○			
		法律入門	2			○			
	人間と科学	情報処理	1				○		
		数理リテラシー	1				○		
	教養教育分野 計			8			-		
専門基礎科目	人体の構造と機能	解剖生理学	1			○			
		人体構造と機能Ⅰ	1			○			
		人体構造と機能Ⅱ	1			○			
		人体構造と機能Ⅲ	1			○			
	疾患の成り立ちと回復の過程	薬理学	1			○			
		病理学	1			○			
		微生物学	1			○			
		法医学	1			○			
	健康と社会保障	社会保障論	1			○			
		地域福祉論	1			○			
	専門基礎科目 計			10			-		
	専門教育分野	救急医学概論	医学概論	1			○		
			救急救命医療概論	2			○		
			救急救命処置概論	2			○		
感染症と災害医療			1			○			
救急症候・病態生理学		救急病態生理学	2			○			
		救急症候学Ⅰ	2			○			
		救急症候学Ⅱ	2			○			
		救急症候学Ⅲ	2			○			
疾病救急医学		疾病救急医学Ⅰ	2			○			
		疾病救急医学Ⅱ	2			○			
		疾病救急医学Ⅲ	2			○			
		疾病救急医学Ⅳ	2			○			
外傷救急医学		外傷学Ⅰ	2			○			
		外傷学Ⅱ	2			○			
環境障害・急性中毒学		環境障害・急性中毒学	1			○			
臨地実習		救急救命シミュレーションⅠ	5				○		
		救急救命シミュレーションⅡ	5				○		
		救急救命シミュレーションⅢ	5				○		
		救急救命シミュレーションⅣ	5				○		
		臨床実習	4					○	
		救急用自動車同乗実習	1					○	
専門展開科目 計			52	0	0	-			
総計			70	0	0	-			